

国立大学法人岩手大学危機管理規則

平成30年4月19日 制定
令和2年10月1日 最終改正

(目的)

- 第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学（以下「本学」という。）において発生する様々な事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するため、本学における危機管理体制及び対処方法を定めることにより、本学の職員及び学生等の安全確保を図るとともに、社会的な責任を果たすことを目的とする。
- 2 本学の危機管理については、他の法令等及び本学の規則等に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 職員及び学生等 本学の役員及び職員並びに本学の学生、生徒、児童及び園児並びに本学において業務を行うことが認められている者をいう。
 - 二 危機 火災、災害、テロ、重篤な感染症等の発生やその他の重大な事件又は事故により、職員及び学生等の生命若しくは身体又は本学の財産若しくは名誉に重大な被害が発生し、又は発生するおそれがある緊急の事象及び状態をいう。
 - 三 危機管理 想定される危機に対する体制及び対応策を検討し、措置を講ずるとともに、危機発生時においては、原因及び状況の把握・分析並びにその危機によってもたらされる事態を想定することにより、被害及び影響を最小限に抑制するために対応することをいう。
 - 四 部局等 この規則で部局等とは、各学部（附属施設及び附属学校を含む。）、各研究科、各教育研究施設、各教育研究基盤施設、各教育研究支援施設、各特定事業推進室、事務局、監査室、戦略企画・評価分析室及び技術部をいう。
 - 五 部局等の長 前号に規定する部局等の長をいう。

(学長等の責務)

- 第3条 学長は、本学における危機管理及び危機対策を統括する責任者として、危機管理を推進するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 理事及び副学長は、学長を補佐し、危機管理の推進に努めるものとする。
- 3 部局等の長は、当該部局等における危機管理の責任者として、全学的な危機管理体制と連携を図りつつ、当該部局等の危機管理を推進するとともに、必要な措置を講ずるも

のとする。

4 職員は、危機管理意識をもってその職務の遂行にあたるものとする。

(学長の代理)

第4条 学長が不在の場合及び学長に事故があるときは、危機管理を担当する理事（総務を担当する理事又は副学長をいう。以下同じ。）がその職務を代理する。

(危機管理委員会)

第5条 学長は、本学における危機管理の実施に関し必要な事項を検討するため、危機管理委員会を設置する。

2 危機管理委員会は、学長・副学長会議をもって充てる。

(部局等の長の危機管理業務)

第6条 部局等の長は、当該部局等における危機管理に係る次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 情報の収集、分析及び対応策の検討に関すること。
- 二 緊急時の組織体制及び活動内容の決定に関すること。
- 三 緊急時の情報伝達方法の整備に関すること。
- 四 マニュアル等の作成、見直し及び周知に関すること。
- 五 職員及び学生等に対する適切な情報提供に関すること。
- 六 職員及び学生等の危機意識の涵養を図る研修会及び訓練の実施に関すること。
- 七 施設、設備及び土地並びに危険物、危険薬品及び放射性同位元素等の安全対策に関すること。
- 八 その他危機管理に係る必要な事項に関すること。

(危機に関する通報等)

第7条 職員及び学生等は、緊急に対処すべき危機が発生し又は発生するおそれがあることを発見した場合は、部局等の長に通報しなければならない。

2 前項の通報を受けた部局等の長は、速やかに当該危機の状況を確認し、必要な措置を講じなければならない。

(危機対策本部の設置)

第8条 学長は、危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危機対策を講じる必要があると判断する場合は、速やかに危機対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。

2 対策本部は、原則として事務局に設置するものとする。

- 3 対策本部の構成は、次のとおりとする。
 - 一 本部長は、学長をもって充て、対策本部の業務を総括する。
 - 二 副本部長は、危機管理を担当する理事をもって充て、本部長を補佐する。
 - 三 本部員は、理事、副学長及び事務局各部長をもって充てる。
 - 四 本部員には、必要に応じて関係する部局等の長を加えることができる。
- 4 対策本部の事務は、法人運営部が主管し、危機管理を担当する理事が事務局から関係する者を指名し、参画させる。
- 5 対策本部に、危機に対する迅速な対応を図るため別に定める班を置くものとする。
- 6 対策本部の組織及び緊急連絡体制等の必要な事項は、学長があらかじめ定めるとともに、職員に周知しておくものとする。
- 7 学長は、危機対策本部を発動した場合、又は解除した場合には、その旨を大学構成員に通知する。

(危機対策本部の権限)

第9条 対策本部は、本部長の指揮の下に、迅速に危機に対処しなければならない。

- 2 職員は、対策本部の指示に従わなければならない。
- 3 対策本部は、その事案処理にあたり、本学役員会、本学教育研究評議会及び本学経営協議会（以下「役員会等」という。）の審議を含め本学の規則等により必要とされる手続きを省略することができる。
- 4 前項の場合において、対策本部は、事案の対処の終了後に役員会等に報告しなければならない。

(危機対策本部の業務)

第10条 対策本部の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 危機に係る情報の収集及び分析に関すること。
- 二 危機に係る必要な対策の決定及び実施に関すること。
- 三 危機に係る職員及び学生等への情報提供に関すること。
- 四 危機に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- 五 危機に係る報道機関への情報提供に関すること。
- 六 危機に係る部局等との連携に関すること。
- 七 その他危機への対応について必要な事項に関すること。

(部局等における対策)

第11条 部局等の長は、危機対策本部の発動に至らない危機の場合には、責任を持ってその対策に当たる。

- 2 部局等の長は、あらかじめ学部運営会議等の組織に危機対策の業務を付加し、危機へ

の迅速な対応に努めるものとする。

- 3 第1項の危機対策に当たっては、他の部局等の長と密接に連携し、相互に協力するものとする。

(部局等における情報収集)

第12条 部局等の長は、危機に関し、速やかに情報を収集するとともに、これを学長に報告するものとする。

- 2 部局等の長は、必要に応じ学長の指示を受けるものとする。
- 3 部局等の長は、危機に対して執った措置を速やかに学長に報告するものとする。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。